

博士学位請求論文

「フミヒト制の研究」概要書

加藤 謙吉

「フミヒト制の研究」 (四百字詰・七九四枚)

目次

序論	フミヒト制研究の意義と課題	一
一	フミヒト制研究の意義	一
二	フミヒト制研究の現状と課題	四
三	各章の論旨と概要	八
第一章	史姓の成立とフミヒト制	三八
はじめに		三八
第一節	史姓の成立	四三
第二節	フミヒト制の成立とその展開	七五
結びにかえて		一〇八
第二章	フミヒトの活動形態と機動性	一四四
はじめに		一四四
第一節	フミヒトと馬	一四七
第二節	フミヒト系諸氏とその地域分布	一七三
第三節	フミヒトと交通路	一八三
第四節	フミヒトと移動	二九六
結びにかえて		三二六
第三章	フミヒト系諸氏の出自 (七四枚)	三九四
はじめに		三九四
第一節	朝鮮系の諸氏	三九六
第二節	中国系の諸氏	四一〇
結びにかえて		四三九
第四章	「野中古市人」の実像 (一一二枚)	四六八
はじめに		四六八
第一節	「野中古市人」	四七〇
第二節	「野中古市人」の内部構造	四八八
第三節	王仁・辰孫王両伝承と王辰爾伝承の成立	五四一
結びにかえて		五五七
第五章	東文氏とヤマトノフミヒト (五十一枚)	五八〇
はじめに		五八〇

第一節	東文氏の相貌	五八三
第二節	東文氏の家族的構造と活動領域	五九六
第三節	東文氏配下のフミヒト	六一六
結びにかえて		六二二
第六章(終章)	律令官制の成立とフミヒト(一六四枚)	六三一
はじめに		六三一
第一節	四等官制とフミヒト系諸氏	六三四
第二節	内記・外記・史	六四一
第三節	史生・主典	六五八
第四節	外交・学術・その他	六八五
第五節	フミヒト制の解体と律令官制の成立	七三一
結びにかえて		七六一

〔図表・地図〕

第一章

表1	史姓氏族一覽
表2	史姓氏族の史料出現期
表3	史姓氏族と同一氏名の渡来系氏族
表4	史姓と同名氏のカバネ(称号)別氏族数
表5	近江国の史姓氏族

第二章

表

表1	史姓氏族の衛府四等官任官者
表2	フミヒト系氏族の地域分布
表3	フミヒト系氏族の国郡分布数
表4	四ヶ国(河内・近江・大和・摂津)の分布数値
表5	フミヒト系氏族の拠点・居所と難波・宮都・各ルート
表6	駅家所在地とフミヒト系諸氏の拠点・居所

図 「山科郷古図」

地図 一三枚

第四章

表1	河内国丹比・古市両郡のフミヒト系氏族
----	--------------------

第六章

- 表1 フミヒト系氏族出身官人と官司別職階
- 表2 フミヒト系氏族の国司四等官別就任者数
- 表3 内記就任者
- 表4 外記就任者
- 表5 史就任者
- 表6 フミヒト系氏族の史生補任者
- 表7 フミヒト系氏族の五位以上叙位者
- 表8 遣外使節・掌客・留学生・学問僧
- 表9 学者・大学関係者・文人
- 表10 大化の東国国司

〔論文初出一覧〕

序論 フミヒト制研究の意義と課題（新稿）

第一章 史姓の成立とフミヒト制

原題 同右（佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の社会と政治』所収、一九九五年・吉川弘文館）

第二章 フミヒトの活動形態と機動性

原題「フミヒト・馬・交通路——フミヒトの地域分布より検出される特性について——」（『共立女子第二中学高等学校研究論集』第十八号、一九九五年）

第三章 フミヒト系諸氏の出自

原題「フミヒト系諸氏の出自について」（『古代文化』第四九巻七号、一九九七年）

第四章 「野中古市人」の実像

原題「『野中古市人』に関する一考察」（佐伯有清編『日本古代中世の政治と文化』所収、一九九七年・吉川弘文館）

第五章 東文氏とヤマトノフミヒト

原題 同右（『日本歴史』第六〇七号、一九九八年）
第六章（終章） 律令官制の成立とフミヒト（新稿）

*旧稿は、本稿成稿の際に、部分的または大幅な修正・加筆を行なった。

フミヒト制の研究（博士学位請求論文概要）

加藤 謙吉

序論 フミヒト制研究の意義と課題

大和政権のもとで文筆・記録を担当した専門職を「史」と言い、その集団的な職務分掌組織（トモ）を「史部」と称した。「史」は後にフヒトと読まれるが、本来の訓は「フミヒト」であり、「史」の字が用いられる前は、「文人」・「書人」の字を当てたと思われる。

フミヒトの組織の制度的編成は、とりもなおさず大和政権の内政・外交の諸分野で、文筆・記録に依存する実務が増大したこと、換言すれば文書による行政処理が必要とされる時期が到来したことを意味し、律令文書行政の先駆的段階として位置付けることが可能である。フミヒト制の成立は、日本の古代国家形成史上、とりわけその基礎となる行政機構の発展過程にとって、一つの画期をなすとみることができよう。のみならず、フミヒトを構成した諸氏は、律令制下にあっても、依然、

各官司において文書実務官人の中核的位置を占めており、フミヒトの職務の伝統は、律令官制のなかに脈々と息づいている。したがって文書行政の制度的変遷という観点から、令制期までを視野に入れた上で、体系的にフミヒト制の歴史的展開過程を跡付け、その実態やフミヒトの活動・職務奉仕のあり方を精査することが、いま必要であり、意義を持つと思われる。

フミヒトに関する既往の研究は、フミヒトの組織に属した特定の氏族、もしくは特定の集団を対象としたものが主であって、フミヒト制の制度的なあり様を真正面から論じたものは、意外に数が少ない。後者においても、制度としての全体的な把握が十分とは言えず、断片的な検討にとどまっているのが現状である。研究史の流れを総括すると、従来は『記』・『紀』や『続日本紀』などにみえる著名なフミヒトとその祖先の伝承について論じ、そこから発展的にフミヒトの組織のあり方に言

及する方法が一般的であった。フミヒトに関する伝承・記録が特定の氏族にかたよっている以上、このような手法に依存するのは当然であり、やむを得ない面があるが、それだけでは、研究方法として不十分である。

フミヒトの組織を構成した諸氏は、史姓氏族六十数氏、史に改姓せず旧姓にとどまったものも含めると、七十氏を越える。これらの氏族の大半は、たまたま氏名・人名を史料にとどめるだけの、ほとんど無名の存在にすぎない。しかし本拠地・居所や官職・位階、簡単な行跡が確認・推測できるものがあり、それらを手掛かりに、個々の氏族の輪郭を探り出すことは、ある程度まで可能である。彼等の存在を無視して、フミヒト制の全体像を論ずることは片手落ちであり、制度そのものの理解が狭隘なものに陥る恐れがある。これらの諸氏を重点的にとり上げ、他の諸氏と比較検討することが肝要と思われる。それによって初めてフミヒト各氏に共通する諸要素を引

き出すことができ、フミヒト制の核心に迫る途が拓かれることになろう。

本稿では、論が多岐にわたることを顧みず、フミヒトにかかわる事象や問題点を可能なかぎり列举し、その意味を逐一問いながら、順次、考察をすすめていく形をとる。いささか迂遠な方法ではあるが、従来の研究が見落としていた点に着目し、フミヒト制の抜本的な再検討をはかるためには、こうした方法が、逆にもっとも有効であると考ええる。

第一章 史姓の成立とフミヒト制

史のカバネが何時成立したかという問題を検討し、その前提に立ってフミヒト制の成立と展開について考察する。通説は史姓とフミヒト制の成立を五世紀後半とするが、フミヒト系の諸氏中、史姓を与えられた時期が史料により分かるものはいずれも六世紀半ばから後半以降である。さらに六世紀代の王辰爾（船氏）・胆津（白猪氏）・牛（津氏）に対する史賜姓についても、船・白猪両氏の家記

に基づく記述とみられ、これら三氏がフミヒトの本流であることを主張せんがために、その祖の活動にあわせて、初めて史賜姓が行なわれたように説いたものにすぎず、作為の跡が濃厚である。船王後墓誌によれば、船氏の史改姓の時期は七世紀後半で、それまでは首のカバネを名乗っていたと推測できるから、六世紀にはまだ史姓は成立していなかったとみるべきであろう。

史姓氏族に対して、これとウジが同名でカバネの異なる氏族が存在するが、これらの諸氏のなかには、史姓氏族と同一・同系の渡来系集団に属したとみられるものが少なからず認められる。史は二次的に成立したカバネで、無姓もしくは村主・漢人や首など他のカバネや称号を名乗っていたフミヒトが、後に史に改姓した事実を読み取ることができる。もともと改姓せず首や直の旧姓にとどまったもの、一族内でカバネが分裂したものの、船氏のように史への改姓時期が遅れるものも存在した。

史のカバネが史料的に確認できるのは、皇極朝～孝徳朝にかけての時期であり、したがって史姓の成立期は、七世紀前半の舒明・皇極朝頃に求めるのが妥当と思われる。

次に『日本書紀』に記す王辰爾や胆津の伝承を分析すると、史賜姓の記述は造作されたものであるが、彼等の活動の背景には、集団的なフミヒトの組織が形成され、それがトモとしてすでに体系的に機能し始めていた状況がうかがえる。さらに中・南河内と近江国志賀郡の渡来系氏族の間に認められる共通性をもとに、両地域のフミヒト組織の編成期を探ると、王辰爾や胆津の活動期と同じ六世紀半ば～後半頃に求めることができる。河内・近江はフミヒト系氏族がもつとも濃密に分布する国であり、この両国のフミヒト編成が他国よりも遅れることはあり得ない。かくしてこの時期が全体的なフミヒトのトモの組織の成立期と推定できる。

このほかフミヒトの組織と結び付くものに

「史戸」（フミヒトベ）がある。「史戸」はフミヒトとして出仕する史姓氏族を経済的に支えた集団とみられるが、階層的には史姓氏族と共通の基盤に立ち、史姓氏族の出身母体となる渡来系集団のなかから特定の一団を選出し、編戸によりこれを「史戸」としたものと思われる。フミヒトの職名は、当初、「文人」・「書人」と記されたが、カバネの成立とともに「史」の文字が用いられるようになった。五経博士などの例に倣って、職名に「博士」の文字を充てる場合もあったが、後には「博士」は職名のみならず、「史」のカバネの代用語としても使用されるようになる。

本章では、フミヒト制の成立期と史姓の成立期が時期的に異なる事実を指摘し、史姓がフミヒト制の発展・整備の段階で成立したことを明らかにした。フミヒト制の展開過程を整合的に理解するためには、このように考えるのがもっとも自然であろう。五世紀後半以降、有能な渡来系の人物を抜擢して、文筆・

記録の専門職に就任させることが慣例化するが、それは職務分掌組織として編成されたフミヒト制とは一線を画するものであり、通説が雄略紀の記事を根拠に、五世紀後半にフミヒト制の成立を説くことは、明らかに誤りと思われる。

第二章 フミヒトの活動形態と機動性

フミヒト系諸氏全般に共通して認められる特徴へ機動性Vという視点から、フミヒトの職務奉仕のあり方や活動形態を探る。フミヒト系の氏族には馬との結び付きを示す伝承・記録が少なくなく、馬を氏名とするものや令制期の馬寮などの官人も存在する。彼等は古くから馬の飼養や調教を行ったとみられ、その結果、乗馬術に習熟し、騎兵として徴発されたり、征戦の将や武官に任ぜられる者も現れた。フミヒトと馬との関係は、彼等の職務遂行に馬の利用が不可欠であったことに基づくと思われる。

フミヒト系氏族の拠点や居所は畿内とその

周辺に集中し、地方の居住者は畿内からの二次的な移住者と判断できる。国別では河内が圧倒的に多いが、分布地域は中・南河内にかぎられ、とくに王仁や辰孫王の後裔氏族の拠点のある古市郡古市郷や丹比郡野中郷が集住地となっている。このほか高句麗との外交に従事するためにフミヒトの配置された近江国志賀郡、東文氏の本拠地である大和国高市郡にも居住者が多い。フミヒト系諸氏の拠点・居所は、史料を丹念に調査すると、畿内と周辺諸地域を結ぶ古代の幹線道路の沿道に展開するケースが顕著である。水路の場合も同様で、主要河川や琵琶湖の沿岸に沿う形で分布する。フミヒトは馬による移動を前提として陸路の要地を占め、船による物資の運漕や外国使節の送迎に当たるために水路を利用したと思われる。

フミヒト系氏族の拠点・居所とかかわる水陸交通路は、六つのルートに大別できる。これらのルート上には、彼等が出仕したとみら

れる六・七世紀の港津・国家的施設・宮殿などが点在するが、フミヒト系氏族のなかには、右の交通路の沿道に複数の拠点・居所を有するものが存在する。すなわち港津・宮殿を含む複数の施設への出仕を前提として、拠点・居所が設定され、そのため交通路の要地に計画的にフミヒトが配置されたと推察することができる。彼等が乗馬に長け、馬による「迅速な移動」を行なったのは、複数の施設を往還する必要性より生じたものと考えられる。

さらに拠点・居所と駅家の所在地が重複・隣接するケースがいくつか認められる。フミヒトの居所には、彼等の出仕用の馬を飼養する厩が付設されていたとみられるが、その居所は幹線道路に沿って畿内とその周辺の各方面に及び、あたかもフミヒトの集団的な交通連絡網が形成されていた観がある。彼等は令制下の駅使と同様の任務を負い、自ら作成に携わった命令・伝達用の文書を帶し、厩を中継基地として、文書を目的地まで運ぶか、厩

で他のフミヒトに遞送したと推測される。畿内とその周辺地域を対象に、フミヒト集団を担い手とする駅制の先駆的な交通・通信システムが、既に六・七世紀段階に整備されており、フミヒトの厩の一部が後に駅家に継承された可能性が考慮される。

本章では、古代の交通路との関係に立脚して、フミヒトの活動形態を広域的・多面的にとらえることに力点をおいた。彼等の職務は、文書実務を中心として様々な分野にわたっており、同時に複数の職務に就くことが、むしろ一般的だったのではないかと思われる。フミヒトの活動場所を一ヶ所に固定するのは適切でなく、交通路を介した彼等自身の「迅速な移動」による精力的な職務奉仕のあり方を想定する必要がある。

第三章 フミヒト系諸氏の出自

フミヒトの組織に属する渡来系諸氏を出身国別に整理し、フミヒトの民族的な組織構成を説明するとともに、東アジア諸国との外交

において、フミヒト制の担った意義を考察する。フミヒト系の諸氏の主張した出自の多くは、二次的な造作・改変が加えられており、あまり当てにならない。それゆえ、本章では史料批判によって、出来るかぎり正確にその出自を割り出すことを心掛けた。

フミヒト系諸氏の出自は朝鮮系と中国系に大別されるが、朝鮮系では百済系がもっとも多く、高句麗系がこれに次ぎ、新羅系は一氏のみ、伽耶および南部朝鮮系は皆無である。ただ伽耶および南部朝鮮系と推察されるものが三氏存在する。中国系は数の上では百済系をしのぐが、その大半は朝鮮系から中国系に出自を改めたものにすぎない。ただ旧姓が段・李・楊である高向史・刑部史・陽胡史・伊吉史・板持史らは実際に中国系と推定でき、王姓の山田史や三宅史もその可能性がある。

朝鮮諸国には楽浪・帶方両郡の滅亡後、高句麗・新羅・百済に多くの中国人が流入し定着した。継体・欽明朝に百済より派遣された

五経博士などの諸博士（王姓・高姓・段姓など）は、楽浪王氏や楽浪高氏の末裔を主体としたとみられる。百濟系のフミヒトのなかには王姓者が少なくない。そのほとんどは冒姓であるが、楽浪王氏の流れを汲む中国系百濟人が部分的に存在した可能性は否定できない。楊姓の陽胡史・伊吉史・板持史も中国系百濟人であるが、楽浪郡の官人には楊氏が存在したから、さらにその系統に結び付く可能性がある。

フミヒトの組織のなかでは百濟系が優勢であり、国交の樹立にともない高句麗系のフミヒトも増加したとみられる。しかし出身国別の力関係よりも、当時の日本とかかわる東アジア諸国の出身者がすべてフミヒトに名を連ねていることを重視したい。フミヒト制の編成期は東アジアの政治情勢の一大変革期に当たり、新たな外交策が必要とされた時期であった。フミヒトが担った職務のなかで、外交がもっとも重要な位置を占めていたと考えて

よいであろう。

六世紀に入ってから百済から日本に中国文化を伝えた渡来人は、百済と南朝との国交により百済に來った南朝人とする説が、従来有力であった。しかし中国史書や『三国史記』によるかぎり、南朝から百済に多数の人材が移動した形跡は認められない。筆者は百済の南朝文化を支えた主体は、百済王室に仕えた楽浪・帶方郡以来の先住中国人であり、その一部が大和政権の要請により、日本に渡ったものと理解している。本章では、フミヒト制と関連させて、この点の究明に力を注いだ。

第四章 「野中古市人」の実像

河内のフミヒトの中核に位置し、フミヒトの全体的組織においても主流の座を占めた「野中古市人」について考え、「野中古市人」に属した諸氏の結合がどのように変化していったかを検討する。

「野中古市人」とは互いに隣接する河内国の丹比郡野中郷と古市郡古市郷を本拠地とし

た百済系のフミヒト集団を指す。「野中古市人」の奏する歌垣は、大陸渡来の群集舞の踏歌に日本古来の歌垣を渾融させたもので、奈良時代の宮廷歌舞として、とくに著名であった。この歌垣に象徴されるように、彼等は独自の伝統文化を守り、互いに密接に連携しつつ、共存していたと思われる。

「野中古市人」の主流は、古市郷を拠点とした王仁後裔諸氏と野中郷に拠った辰孫王後裔諸氏であるが、王仁伝承と辰孫王伝承は内容的に酷似しており、一方が他を真似たか、両者共通の原伝承が存在したと推測できる。

辰孫王後裔の船・白猪・津三氏については、『日本書紀』・『続日本紀』・『新撰姓氏録』にその系譜的關係が記されているが、三氏の分立に関するもつとも重要な部分に異同がみられる。白猪氏の祖となる胆津は、『書紀』では船氏の祖の王辰爾の甥とされるが、「白猪」は百済の二字姓とみられ、この氏は渡来前の族称をそのまま継承したらしい。王辰爾

と津史の祖、牛（『書紀』によれば兄弟）の
関係も疑わしく、三氏は本来系統を異にする
擬制的な同族とみられる。同様に強子首（王
仁の子）の三子より分かれたとする王仁後裔
諸氏の系譜も八世紀末に造作されたもので、
信用できない。

「野中古市人」を構成したこれらの諸氏は、
他の別系の諸氏も含めて、もと同一の集団に
属し、後に野中郷と古市郷の集団に分裂して、
それぞれ別個の結合関係を作り上げたのであ
ろう。古市郷の西文氏が彼等の盟主的存在で
あったが、势力的には大化前後の頃に西文氏
よりも野中郷の船氏が優勢になり、七世紀後
半には船氏と西文氏の下に同族組織の再編が
すすめられ、両グループの競合・対立関係が
顕在化する。「野中古市人」の一体性はこれ
によって崩壊するが、彼等はその文化的伝統
を維持し、文人・官人として世に出る必要か
ら、なお対外的には「野中古市人」として結
束を守ったとみられるのである。

王仁伝承と辰孫王伝承が酷似するのは、両者が同じ基盤に立つ伝承であったからで、分裂前の「野中古市人」によってまず王仁伝承が成立し、分裂後、それが西文氏らの独占物に帰したため、船氏らの手により王辰爾を直接のモデルとして辰孫王伝承が作られたと推測できる。中・南河内のフミヒトたちは、難波津など大阪湾沿岸の港津と大和を結ぶ交通路の中間点にあって、外交事務や物資の管理・輸送事務に従事していた。彼等は職務遂行の必要上、「野中古市人」を核として緊密に連携し、私的な関係まで形成するものも現れた。それにともない「東西史部」中の「西史部」（カワチノフミヒト）と呼ばれる集団組織の原型が成立したと思われる。

「野中古市人」という呼称には、歴史的な重みを持った一種独特の響きがある。律令制下の宮廷貴族にとって、「野中古市人」とは、生活空間をともし、質の高い外来文化を長期にわたって保持し続けた、自分達とは異なる

る特殊な職業集団として意識されていたのであろう。本章では王仁や辰孫王の後裔といった系譜的な立場からではなく、「野中古市人」としての一体性を基本に据えて、かかる視座からその実像を解明することに努めた。

第五章 東文氏とヤマトノフミヒト

カワチノフミヒトに対置されるヤマトノフミヒト（東史部）の組織について考える。東文氏の性格や氏族構造、活動領域を明らかにし、その管掌下に置かれたヤマトノフミヒトには、具体的にどのような氏族があったのかということを検証する。

史料にみえる七・八世紀の東文氏の活動を追うと、この氏が外交面でかなり顕著な足跡を残し、壬申の乱への参戦にうかがえるように軍事的な体質を有すること、宮廷歌舞とかかわり、楯伏（節）儺を奏する慣わしがあったことなどが知られる。これらの特徴を集約すると、東文氏は、職掌・文化の両面でフミヒトに相応しい相貌を持つ氏族であったとみ

ることができる。

『坂上系図』所引『新撰姓氏録』逸文は、都賀（加）使主の三人の男子を祖として、東漢氏が「三腹」に分かれたとするが、爾波伎直系の「弟腹」に属する枝氏のなかには文山口忌寸・文宿禰・文忌寸・大和国吉野郡の文忌寸・紀伊国伊都郡の文忌寸・文池辺忌寸の名が認められる。文山口忌寸と文池辺忌寸を除く四氏は、『姓氏録』編纂期までに分裂した互いに血縁関係にある同族で、東文氏の本流をなす一族である。複姓を名乗る文山口・文池辺の両氏は、広義の東文氏の範疇に含まれる傍流の氏と理解できよう。『姓氏録』逸文や他の史料によれば、このほか東文部忌寸・文部谷忌寸（直）・文部岡忌寸のような、氏名に「文部」を負う氏族があり、養老年間に文忌寸を賜姓された無姓の文部氏も存在する。「文部」は「文」と対応関係にあり、文氏と文部氏との間に民族的な序列のあったことが推測される。東西の文氏を「東西文部」

・「東西文忌寸部」と記す例が認められるから、東西文氏の氏族組織を、両氏に付属する下部組織をも含めて、「東西文部」と呼んだのであろう。下部組織を構成する文部は、文氏の職務奉仕を支える存在で、史姓氏族に対する「史戸」的なものとみることができる。

東文氏は磐余や飛鳥の大王宮に出仕することを本務としたが、吉野郡や伊都郡の文忌寸の拠点は、紀ノ川水系に沿って展開している。北九州から瀬戸内海を経て、紀伊水門より紀ノ川を溯江してきた物資の輸送・保管の業務を担当し、紀ノ川沿いの諸施設を往還して、陸揚げされた物資を大和の宮都まで運ぶための出納・帳簿の作成などに当たることが、彼等の通常の任務であったと思われる。東文氏の執務範囲は、大王宮を中心に、交通路を介して周辺諸地域から隣国の諸施設へと及んだのであろう。

東文氏とフミヒト系諸氏との関係を伝える史料は皆無に近いが、東文氏配下のフミヒト

として第一に想定すべきは、右の『姓氏録』逸文にみえる東漢氏系の村主・漢人集団出身の史姓氏族である。高向史・刑部史・石寸史・桑原史が該当し、桑原史と同一の集団に属した大友桑原史・大友史・大友部史もこれに加えてよい。桑原史以下の諸氏は、吉野郡や伊都郡の東文氏と共通の職務に従事していたと推察することができる。このほか沙田史・道祖史も東漢氏系の漢人とみられる。沙田史は東文氏の本拠地である大和国高市郡を拠点とした氏であるが、高市郡の史姓氏族には島史・大窪史も認められ、隣郡の十市郡には、東文氏傍流の文池辺忌寸と結び付く池辺史が存在する。彼等は東文氏の配下に組み込まれ、磐余・飛鳥の大王宮や周辺の諸施設に出仕したフミヒトと推測して差し支えないであろう。

史料的な制約もあり、ヤマトノフミヒトの組織の全容を掴むことは、至難の技である。「東西史部」の東・西の区分は東西文氏との統属関係に基づく概念であり、必ずしも大和

・河内という居住区分を前提としたものではない。フミヒトに対する東西文氏の統率力などの程度のものであったかも、なお検討の余地がある。今後、継続的に取り組まなければならぬ課題が多いが、本章ではその出発点として、ヤマトノフミヒトの骨格的な部分の解明を行なった。

第六章「終章」 律令官制の成立とフミヒト

フミヒト系氏族の出身者が令制下に就任した官職について検証し、前代のフミヒトの職務との関連性、その継承形態を探り、フミヒト制が律令官制のなかに取り込まれていく過程を明らかにする。これまでの考察の総括として、律令官制との相関関係に立って、フミヒト制の変質・解体のあり様を追究することを本章の課題とした。

まずフミヒト系諸氏と令制官司の職階との関係を統計的に追うと、京官では特別な事情がないかぎり、上級官司の長官に任官するケースはなく、次官以下の職階にとどまるのが

通例で、比率では主典が最大数値を占める。逆に下級官司では四等官の上位任官者が多い。外官の国司の場合も同様で、国の等級が低くなるにつれて、守の任官率の増える傾向が認められる。かかる傾向はフミヒト系氏族にかぎったことではないが、彼等の令制下における大勢的なあり方を示すものとみることはできよう。

次にフミヒト系氏族の任官例の多い官職として中務省品官の内記と太政官主典の外記・史に注目した。この三職は重要な公文書の作成にあずかり、ともに詔勅の作成に關与する職務であり、明経・紀伝・明法三道のいずれかの学識が必要とされるが、フミヒト系氏族の場合も三道の学識経験者が多く、とくに紀伝道の学を修めた者の任官が顯著である。中務省品官の内記と主典の中務録の職務分掌は、当初曖昧であり、内記は主典の職掌を分割する形で成立したものとみられ、外記や史と同じく、内記もまた本質的には主典職の範疇に

含まれる。フミヒトから主典への文書実務職の移行にあわせて、フミヒト系の出身者が公文書作成の中核を占めるこの三職に、継続的に任用されたことがうかがえる。

主典とともに公文書の実務処理に当たり、その補助的役割を果たした雑任の史生にも、フミヒト系出身者が少なくない。史生の訓はフン（ム）ヒトで、主典の古訓と一致し、どちらも前代のフミヒトの職務を継承する役職とみられる。長上官の主典と雑任の史生の間には、厳然たる身分差が存するが、文書実務職が階層的に主典と史生に区分された理由は、従来、唐や新羅の官制の影響によると理解する説が一般的であった。しかしフミヒト系諸氏間、および同一氏族内の各集団間で、すでに令制施行以前から明瞭に階層分化が進行しており、かかる現状にあわせて、官職が二分化されたと解するほうが妥当であろう。

令制下に五位以上に叙せられたフミヒト系氏族（多くは五位で、内・外階制成立後はほ

とんどが外従五位下)は全体の三割程度にすぎず、その少数の氏族といえども、一族内部に六位以下や無位の者を多く抱えていた。フミヒト系出身の官人は、①大学に学び国家試験に及第した者、②父祖の蔭によって出身した者、③位子・白丁出身コースで、最終的に史生・主典まで昇進した者に大別できるが、②はごく一部の者にかぎられ、①も実際には名門の氏族、およびその中枢を占めた有力家族の出身者である。③の出身者は大半が史生どまりで、主典まで達した者は少数にすぎない。主典を官仕の出発点とするか到達点とするかで、①・②と③の間には大きな格差があった。令制施行当時、フミヒト系諸氏はこの二つの階層に分解されており、文書行政を徹底するためには、主典と史生という二重構造から成る文書実務職を設置せざるを得なかったと思われる。

令制下のフミヒト系出身者の活動には、他にも前代のフミヒトの職掌と結び付くか、部

分的にそれを継承したとみられるものが存在する。外交分野においては、東アジア各国へ広範囲に遣外使節として派遣されており、外国使節の掌客任務に従事した者も少なくない。彼等の外交活動は、その期間の長さ、職務の多様性、集団的な服務という点で、全く他の追随を許さず、留学生や学問僧を含めて、高い学識・教養を持つ者が多い。遣外使節の四等官に就任する際は、遣唐使では主典の録事になるのが通例であるが、それ以外の使節の場合には判官以上のポストに就く例が認められる。ただ全体的には、実務官人として使節に加わるケースが一般的であった。学術とのかかわりでは、大学関係者が多く、その学問領域は明経・文章（紀伝）・明法の三科（三道）のすべてに及び、学者・文人として、名を成した者が少なくない。学識者の任用例が多い勘理由使の長官・次官にも、フミヒト系出身者が名を連ね、陰陽寮の官人や技官も、数名存在する。さらに仏教界でも著名な僧官

・学僧が多く出ている。前代のフミヒトの特性は、令制下の外交・學術の両分野に遺憾なく継承されているとみることができる。

このほか、民部省主計寮と主税寮の頭・助などに就任する例も顕著である。この両寮は律令財政の根幹をなす重要な官司であり、収取物の監査を行なう勘会が主要な任務であった。そのため計数処理に優れた有能な事務官を必要とし、四等官の四割近くは渡来系氏族で占められていた。フミヒトと同じく、六・七世紀代の朝廷のクラ、ミヤケの経営に関与した秦氏や東漢氏系の出身者が任官するケースも認められるから、フミヒト系諸氏もまた、大和政権の財政にかかわった伝統的職能を生かす形で、任官したのであろう。次に雅楽寮・鼓吹司・内教坊楽官・楽人などにもフミヒト系の出身者がみられる。内教坊は踏歌の奏樂を管掌し、雅楽寮で教習される歌舞には楯伏（節）儻があったから、このような官司との結び付きも、フミヒトが前代から培ってき

た楽舞・歌舞との関係に基づき形成されたものともみてよい。

以上の検討により、令制期におけるフミヒト系氏族の活動・職務形態は、いずれもフミヒトの職務や特殊技能・伎芸の伝統を継承・維持していることが判明するが、最後にこの事実を踏まえて、フミヒト制が律令官制の成立段階にあわせて、解体・変質する過程を制度的な側面から考察する。

大化前後の時期に、中国南北朝の制度を取り入れる形で、長官・次官・実務官より成る三等官制が施行されたとする説が有力であるが、三等官的職階区分が認められるにしても、それが体系的な制度として確立していたどうかは疑問で、普遍的な職階制度の開始は、四等官制の成立までまつべきであろう。大化以後の各官司的組織における実務担当者は、四等官制の判官・主典の和訓である「マツリゴトヒト」、「フ(ミ)ヒト」の名で呼ばれたが、両者の間に職階的な区分はなく、職掌は

未分化の状態にあった。ただ職務の主体は、文書実務をつかさどる「フ（ミ）ヒト」の方の方にあつたと思われる。大化期以降、中央官制の整備が行われるが、官司的な体裁を部分的に採用したものにすぎず、なお未熟な段階にとどまっていた。この時点でフミヒトのトモの組織はまだ実態をともなつた制度として機能していたと思われる。大化の東国国司は八グループから成るが、全体で六十名あまりの実務官人が想定でき、各グループごとに文書実務を専当するフミヒトが、一〜二名配属されていたと推測される。遣外使節の場合も同様で、多数のフミヒトが実務官人として加わっていた。

四等官制は天武朝頃に成立するが、次の持統朝にかけて官位相当制、官人の六年遷代制と官制の整備がすすみ、この過程でフミヒト制は解体することになる。持統五年に「大宰府典」として二十九年の精勤を表彰された筑紫史益（『書紀』）は、かかる改変にあわせ

て職を退き、フミヒトとしての長年にわたる任務を終えたのであろう。わが国の律令制的官司体制は新羅の制度を直接のモデルとしたとみられるが、新羅制導入のもとに四等官制が成立すると、フミヒトの職務は浄御原令から大宝令の施行期にかけて、主典と史生のそれに分割・吸収される。

新羅では神文王五年（六八五）に四等官制から五等官制への改制が行われるが、史生の設置は、五等官制の職階区分の影響を受けたものではなく、また唐制流外官の令師と書令師の区分とも直接的には無関係である。文書実務官人を構成するフミヒト系などの、氏族間および氏族内部に生じた階層分化への対応策として、史生は設けられたのであり、あくまでも国内的な事情に基づく。新羅では四等官制の成立に先立って、六世紀代から各官司の設立時に文書実務官たる「史」が置かれていたが、フミヒトの表記が、カバネの成立にあわせて、「文人」・「書人」から「史」に

改められたのは、この新羅の「史」の表記に
做ったためとみられる。四等官制導入後に、
わが国で主典をフ（ミ）ヒトに代わって「サ
カン」と呼ぶようになったのも、新羅制を継
受したことによるのであろう。

本章では、令制下のフミヒト系氏族の活動
を、極力、仔細に掘り起こすことに努めた。
これまで官制・外交・学芸・宗教などの個々
の研究分野で彼等の行跡が取り上げられこと
はあっても、「フミヒト系」というもともと
重要な共通項に対する視角が欠けていたため
に、その行跡を総体的に分析し、前代からの
継続の上に立って考察しようとする研究法は
ほとんど皆無であった。本章はあえてそれに
一石を投じ、フミヒト制の解体・変質と律令
文書行政の成立を、一体的な流れのなかでと
らえようとしたものである。